

議 事 録

第 18 期名護市農業委員会
第 29 回 総 会

令和 8 年 1 月 30 日（金）

名護市農業委員会 第 29 回総会

開催日時 令和 8 年 1 月 30 日（金）午後 4 時 00 分～5 時 00 分

開催場所 名護市 21 世紀の森体育館 第 1・2 会議室

出席委員（農業委員）

1 番	野原 朝行	○	2 番	比嘉 清隆	○	3 番	川上 達也	○
4 番	岸本 信子	◎	5 番	山城 秀樹	◎	6 番	仲村 正司	欠
7 番	前川 太輝	○	8 番	伊波 實	○	9 番	宮城 政喜	欠
10 番	玉城 康成	○	11 番	比嘉 政昭	○	12 番	川野 圭輔	○

（農地利用最適化推進委員）

13 番	大城 昭夫	○	14 番	清水 一郎	欠	15 番	比嘉 海斗	欠
16 番	呉屋 信竹	○	17 番	金城 秀安	○	18 番	林 昌平	○
19 番	宮城 直人	○	20 番	上間 光成	○	21 番	古我知 直人	○
22 番	玉城 司	欠	23 番	上地 一宏	欠	24 番	野原 三喜郎	○
25 番	藤原 邦彦	○						

議事録署名人 ※上記表内の「◎」

書 記 名護市農業委員会事務局

- 議 案
- 第 176 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
 - 第 177 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について
 - 第 178 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
 - 第 179 号 非農地証明願について
 - 第 180 号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について

(開会)

局長 こんにちは。ただいまより第 29 回名護市農業委員会の総会を開会いたします。本日の議事録署名人は 4 番委員、5 番委員お願いいたします。欠席は、6 番委員、9 番委員です。

 本日の議案は 5 件ございます。それぞれ事務局の方からご説明いたしますのでよろしくお願いいたします。それでは議長お願いします。

議長 皆さんこんにちは。これより第 18 期第 29 回名護市農業委員会総会を始めさせていただきます。

(議案第 176 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について)

議長 議案第 176 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請については 6 件ございます。事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号 1 番 真喜屋の 3 筆。地域計画のエリア外、農用内、合計面積が 1,354 m²。有償所有権移転。受人は新規就農。従事日数は本人 155 日。予定作物はシークワサーとなっております。航空写真上は原野化していましたが、実際に現地確認したところ、伐採されていて農作可能でした。一部、シークワサーの植え付けも確認できました。

 整理番号 2 番 仲尾の 2 筆。地域計画エリア内、地域計画で位置づけられた方には、計画変更の通知をしております。農用内、合計面積 2,569 m²。使用貸借権。受人は規模拡大。従事日数は本人 250 日。予定作物はオクラとなっております。土地が遊休化しているため、解消の手間のため当初は無償、収益が上がる頃に賃貸借に変更していく予定です。

 整理番号 3 番 仲尾の 1 筆及び我部祖河の 1 筆、地域計画エリア内、農用内、合計面積 1,616 m²。無償所有権移転。従事日数は本人 160 日。予定作物はサトウキビとなっております。現地に確認に行ったところ、現在もサトウキビの耕作として使われております。そのまま継続して管理する予定です。

 整理番号 4 番 嘉陽の 1 筆及び川上の 1 筆。嘉陽は地域計画エリア外、川上は地域計画エリア内、農用内、合計面積 5,983 m²。無償所有権移転。従事日数は本人 150 日、妻 60 日。嘉陽の土地では、パイン、パッションフルーツ、アボカドを作る予定です。現地確認したところ、すでに耕作されている状態で、引き継いで管理します。川上の土地では、地域計画を譲渡人から受

人へ変更します。予定作物は水稻です。

整理番号 5 番 山入端の 1 筆。計画エリア内、農用内、面積 425 m²。有償所有権移転。受人は新規就農。従事日数は本人 150 日、妻 60 日。予定作物はバナナとミカンとウコンとビワとなっております。補足ですが、受人は、40 代後半ですが向かいの土地を父親が昨年の 4 月から取得していて、協力しながら一体を管理しています。

整理番号 6 番 大浦の 1 筆。計画エリア内、農用内、面積は 1,053 m²。有償所有権移転。受人は新規就農。従事日数は本人 200 日、妻 200 日。予定作物はウコンとなっております。

3 条の説明は以上となります。

議長 議案第 176 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について質疑はございませんか。

委員 整理番号 5 の予定作物は、申請の土地だけで作るのか、親の畑でも協力して作るのか。

事務局 申請の土地で作ります。現地確認したところ、一つの作物だけではなくいろいろな品目が植え付けされていました。

議長 他にございませんか。質疑がないようですので、議案第 176 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてすべて可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第 177 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について)

議長 議案第 177 号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について事務局より説明をお願いします。

局長 議案第 177 号について 1 件ございますが、同時申請になりますので議案第 178 号の中で説明いたします。

議案第 178 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について)

議長 議案第 178 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請については 9 件ございます。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 整理番号 1 番 真喜屋の 1 筆、地目は田、面積 236 m²。所有権移転。転用目的は一般住宅。議案第 177 号の事業計画変更と同時申請になっています。譲渡人が一般住宅を建設予定だったが業者と調整が合わず建設を断念しました。計画を受人に引き継ぎ、同じ一般住宅の申請で事業計画変更と同時申請となっております。1 階建て 1 棟と駐車場 2 台分。農地区分は第 2 種農地となっております。

整理番号 2 番 屋部の 1 筆、地目は畑、面積 518 m²。賃借権の設定。転用目的は貸資材置場。農地区分は第 2 種農地となっております。

整理番号 3 番 屋部の 2 筆、地目は畑、合計面積 704 m²。所有権移転。転用目的は貸資材置場。農地区分は第 2 種農地となっております。

整理番号 4 番 屋部の 1 筆、地目は畑、面積 327 m²。賃借権の設定。転用目的は貸資材置場。農地区分は第 2 種農地となっております。

整理番号 2～4 番は一体の計画となっています。一帯の利用地が複数あり、全体まとめてヤードとしてすでに利用されています。確約書をもらっていて、すでに利用しているので始末書ももらっています。

整理番号 5 番 久志の 1 筆、地目は畑、面積 129 m²。所有権移転。転用目的は建売住宅。2 階建て 1 棟と駐車場 2 台分。農地区分は第 2 種農地となっております。

整理番号 6 番 運天原の 1 筆、地目は畑、面積 902 の内 329.29 m²。所有権移転。転用目的が一般住宅。1 階建て 1 棟と駐車場 2 台分。農地区分は第 1 種農地となっておりますが、例外規定である 10 戸連たんが見込まれる土地となっております。

整理番号 7 番 宮里六丁目の 2 筆、地目は田、合計面積 694 m²。所有権移

転。転用目的は宅地分譲。農地区分は第3種農地となっております。通常は宅地造成のみの転用許可は認められませんが、農地法上用途地域内であれば例外的に認められるとされております。

整理番号8番 大西四丁目の1筆、地目は畑、面積87の内3.07㎡。賃借権の設定。転用目的は広告板の設置。農地区分は第3種農地となっております。

整理番号9番 大中の1筆、地目は畑、面積233㎡。所有権移転。転用目的は建売住宅。2階建て2棟と駐車場6台分。農地区分は第3種農地となっております。

5条の説明は以上となります。

議長 議案第178号農地法第5条第1項の規定による許可申請について質疑がありましたらお願いします。

委員 整理番号2～4番は、もう借りているのか。始末書付きというのをよく見る気がする。

事務局 すでに借りていますが、許可を受けておりませんので、始末書付きでの申請が必要です。

委員 整理番号2～4番の、一帯利用地の申請地以外の土地はもうすでに許可が下りているのか。

事務局 他の土地は地目が農地ではなく原野となっており、一帯利用地ではあるが、転用自体は今回の申請地のみになります。

議長 他にありませんか。ないようなので議案第178号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、すべて可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第179号 非農地証明願について)

議長 議案第179号非農地証明願について事務局より説明をお願いします。

局長 議案第 179 号非農地証明願について 8 件の申請がございます。担当より説明いたします。

事務局 整理番号 1 番 名護の 3 筆、農用外、合計面積 1,155 m²。非農地の事由「当該申請地は、約 30 年以上前から耕作されておらず現況も雑木等が繁茂し原野化している。農地としての利用は困難である。」とのことです。勾配もあり、現地調査員から今後農地としての利用は厳しいとのご意見をいただきました。

整理番号 2 番 川上の 2 筆、農用外、合計面積 53.77 m²。非農地の事由「当該申請地は、小面積であり長年住宅用通路として利用されている。農地としての利用は困難である。」とのことです。

整理番号 3 番 親川の 1 筆、地目は畑、面積 644 m²。非農地の事由「当該申請地は、以前は耕作していたが現在は雑草が生い茂っている。今後農地としての利用は困難である。」とのことです。現況でサトウキビが植え付けされているので利用可能ではないかと思われます。現地調査員、三役の方々も農地と判断しており、否決相当ではないかとの意見をいただきました。

整理番号 4 番 親川の 1 筆、地目は畑、面積 47 m²。非農地の事由「当該申請地は、小面積の土地であるため農地としての有効活用は困難である。」とのことです。現地調査員の方から草刈りや周りの土地との一体で利用可能だと思うが非農地か否かの判断は総会での審議に委ねたいとのことでした。三役の方からは、土地面積が小さく、周りの土地の所有者は別の方なので合併は難しく、活用は厳しいのではとの意見でした。

整理番号 5 番 親川の 1 筆、地目は畑、面積 459 m²。非農地の事由「当該申請地は、約 30 年以上農地としての利用はない。今後農地としての有効利用は困難である。」とのことです。重機があれば復元可能だが緩やかな傾斜があり遊休化が進んでいるところも見受けられます。現地調査員の意見としては、総会での審議に委ねたいとのことでした。

整理番号 6 番 古我知の 3 筆、地目は畑、合計面積 1,300 m²。非農地の事由「当該申請地を昭和 47 年頃購入したが、県外へ転勤となり耕作が

できなくなった。そのため、40 年ほど耕作されていない状態が続き現在は原野となっている。今後も農地としての有効活用は困難である。」とのことです。現地調査員・三役の方々から利用は厳しいとの意見をいただきました。

整理番号 7 番 中山の 3 筆、地目は畑、合計面積 3,731 m²。非農地の事由「当該申請地は、山林化した傾斜地で約 30 年以上より農地としての利用はない。申請地の大部分が石であり農地としての利用は困難である。」とのことです。現地確認したところ、沢でした。谷があり川が流れているので利用は厳しいのではというのが現地調査員・三役の方々の意見でした。

整理番号 8 番 安和の 1 筆、地目は畑、面積 236 m²。非農地の事由「当該申請地は、名護市農産物供給強化拠点施設設備事業で分断された土地の残地である。事業によって傾斜地と事業地に挟まれた歪な小面積の土地となり農地としての有効活用は困難である。」とのことです。冷凍冷蔵施設用地の残地となっており、利用は厳しいと思われます。

説明は以上になります。

- | | |
|-----|--|
| 議長 | 議案第 179 号非農地証明願について質疑はございませんか。 |
| 委員 | 整理番号 4、5 は別の目的のために願いを出しているのか。 |
| 事務局 | 今すぐに別の目的に利用する予定はないとのことです。将来、売却等を見据えて農地から外しておきたいのだと思われます。ですが、第 1 種農地であり 10 戸連たんが使えない土地のため転用するのは厳しいです。 |
| 委員 | 整理番号 7 番は、第 1 種農地になっていると思うし、土地内の農道が羽地大川の土地改良に使われているが非農地証明は出せるのか。 |
| 事務局 | 非農地として出すことはできますが、事業に影響が出るか等はこちらではわかりません。保留にして、申請者と農林水産課に確認後、来月の総会で再度議論にかけるとはいかがでしょうか。 |
| 委員 | 整理番号 2 番は、始末書は必要ないのか。 |

事務局 始末書は農地転用等の申請の際に、農地法上の申請すべきものをしていないときに添付するもので、2番はこれに該当はしますが、非農地証明の必要書類の中に、始末書が存在していないため提出していません。

議長 他にございませんか。ないようですので、議案第179号非農地証明願について整理番号3番と5番を不可、整理番号7番を保留としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第180号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について)

議長 議案第180号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について6件ございます。事務局より説明をお願いします。

農地係 整理番号1番 呉我の1筆、地域計画内、面積4,482㎡。賃貸借。利用期間は5年で予定作物はパイナップルとなっております。

整理番号2番と3番は受人が同一人物になります。

整理番号2番 呉我の1筆、地域計画内、面積4,775㎡。賃貸借。利用期間は10ヶ月で予定作物はパイナップルとなっております。

整理番号3番 呉我の1筆、地域計画内、面積4,775㎡。賃貸借。利用期間は整理番号2番の10ヶ月を終えた後10年で、予定作物はパイナップルとなっております。

整理番号4番と5番は受人が同一人物になります。

整理番号4番 饒平名の1筆、地域計画内、面積1,140㎡。賃貸借。利用期間は9ヶ月で予定作物はサトウキビとなっております。

整理番号5番 饒平名の1筆、地域計画内、面積1,140㎡。賃貸借。利用期間は整理番号4番の9ヶ月を終えた後10年3ヶ月で予定作物はサトウキビとなっております。

整理番号 6 番 川上の 1 筆、地域計画内、面積 746 m²。賃貸借。利用期間は 10 年で予定作物は水稻となっております。遊休化のため 1 年目は賃料なし、実質 9 年間の支払いです。

説明は以上になります。

議長 議案第 180 号農用地利用促進計画案に係る意見について質疑がありましたらお願いします。

ないようですので、議案第 180 号農用地利用促進計画案に係る意見についてすべて可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(閉会)

議長 以上で本日の議案はすべて終了しました。

これをもちまして、第 29 回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第 32 条第 3 項の規定により署名する。

名護市農業委員会 議長(会長)

署名委員(岸本 信子)

署名委員(山城 秀樹)